

舟橋村立学校管理規則の一部改正について

[改正理由]

現在、2学期の始業式を9月1日に実施しているが、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症による臨時休業による授業時間不足に備え、余裕のある授業時間確保を行うため、始業式を3日早めて8月29日とする。

以上により、夏期休業日を7月25日から8月28日までとする。

[改正内容]

(休業日) 第3条

旧 (3) 夏期休業日 7月25日から8月31日まで

新 (3) 夏期休業日 7月25日から8月28日まで

[施行日]

令和 年4月1日 (公布日令和 年4月1日)

[参考：舟橋村立学校管理規則 第3条 (旧)]

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで

(4) 夏期休業日 7月25日から8月31日まで

(5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月6日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ授業日変更承認申請書(様式第1号)により教育長の承認を得て休業日に授業を行ない、授業日を休業日にすることができる。